

特別養護老人ホーム大野和光園

介護老人福祉施設

【料金表】

平成27年4月1日より

従来型

1. 介護保険一部負担額

【基本部分】（1日あたり）

	多床室	従来型個室
要介護1	594円	547円
要介護2	661円	614円
要介護3	729円	682円
要介護4	796円	749円
要介護5	861円	814円

【加算】

日常生活継続支援加算	<p>・次の（1）から（3）までのいずれかを満たす場合に加算します。</p> <p>（1）算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること。</p> <p>（2）算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上であること。</p> <p>（3）社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の15%以上であること。</p> <p>・入所者の数が6又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1以上配置していること。</p>	36円 / 日
看護体制加算（Ⅰ）	入所定員が30人又は51人以上の事業所で、常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算します。	4円 / 日
看護体制加算（Ⅱ）	入所定員が30人又は51人以上の事業所で、基準を上回る看護職員の配置と、施設から医療機関等への24時間連絡体制が確保されている場合に加算します。	8円 / 日
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	入所定員が30人又は51人以上の事業所で、夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合に加算します。	13円 / 日

個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員を1名以上（入所者100人につき）配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施している場合に加算します。	12円 /日
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して、個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合に加算します。	14円 /日
外泊時費用	病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として加算します。	246円 /日
初期加算	入所日から起算して30日間加算します。	30円 /日
経口移行加算	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に加算します。	28円 /日
経口維持加算（Ⅰ）	現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1月につき算定します。	400円 /月
経口維持加算（Ⅱ）	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて、1月につき算定します。	100円 /月

看取り介護加算	<p>以下の要件を満たす場合、死亡日以前30日以下において加算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随时、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。 	<p>死亡日 以前4 日以上 30日以 下</p> <p>144円 /日</p>
	<p>死亡日 以前2 日又は 3日</p>	<p>680円 /日</p>
	<p>死亡日</p>	<p>1280円 /日</p>
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	<p>以下の要件を満たす場合に加算します。</p> <p>① 賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② ①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④ 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。</p> <p>（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。</p>	<p>所定料金に5.9% /月 を乗じた料金</p>

2. 実費利用料（介護保険対象外）

①食費

朝食	230円
昼食	580円
夕食	570円

②居住費/光熱水費（1日あたり）

多床室（光熱水費）	400円
従来型個室	800円

③その他料金

理美容費（専門業者による）	実費
ハイキング、旅行等にかかる費用	実費
特別な食事にかかる費用	実費
貴重品管理	実費
医療消耗品および感染症予防接種	実費
複写物	30円 /枚

①、②について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。